



山形県公報

平成16年2月13日(金)
第1516号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                    |                      |     |
|--------------------|----------------------|-----|
| 救急病院等の告示.....      | (健康福祉企画課) ...        | 151 |
| 種畜証明書の交付.....      | (生産流通課) ...          | 同   |
| 民有保安林指定の予定.....    | (森 林 課) ...          | 152 |
| 同 .....            | ( 同 ) ...            | 153 |
| 県営土地改良事業計画の変更..... | (村山総合支庁農村計画課) ...    | 154 |
| 道路の区域の変更.....      | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... | 同   |
| 県道の供用の開始.....      | ( 同 ) ...            | 同   |
| 同 .....            | (最上総合支庁建設総務課) ...    | 同   |

### 教育委員会関係

### 告 示

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 山形県教育委員会2月定例会の招集..... | 155 |
|-----------------------|-----|

### 公 告

|                           |             |     |
|---------------------------|-------------|-----|
| 一般競争入札の公告.....            | (情報企画課) ... | 同   |
| 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見..... | (商業振興課) ... | 156 |
| 同 .....                   | ( 同 ) ...   | 同   |

## 告 示

### 山形県告示第161号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。  
平成16年2月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名 称         | 所 在 地            | 認 定 期 間                     |
|-------------|------------------|-----------------------------|
| 西 川 町 立 病 院 | 西村山郡西川町大字海味581番地 | 平成16年4月1日から<br>平成19年3月31日まで |

### 山形県告示第162号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成16年2月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 証 明 書<br>番 号          | 家畜の<br>種 類 | 品 種     | 名 前          | 飼 養 者        |           |
|-----------------------|------------|---------|--------------|--------------|-----------|
|                       |            |         |              | 住 所          | 名 称       |
| 平 15<br>山形地臨<br>第 2 号 | 豚          | ランドレース種 | ヤマガタ 03-9719 | 酒田市大字浜中字八窪 1 | 山形県立養豚試験場 |

## 山形県告示第163号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成16年 2月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
山形市大字門伝字礫石山3158 - 1、3158 - 3
- (2) 指定の目的  
干害の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡舟形町舟形字堺峯2695から2697まで、2978、字堺の峯3440 - 1、字堺の峰3440 - 2
- (2) 指定の目的  
干害の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所  
東置賜郡高畠町大字二井宿字小湯7431 - 1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的  
干害の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに山形市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第164号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成16年2月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡金山町大字有屋字下田表243 - 3・243 - 37(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 243 - 10、243 - 12、字有屋沢278・279・279 - 1・279 - 3・281・290 - 4(以上6筆について次の図に示す部分に限る。) 284、287、289、290 - 5、字長野沢1738 - 1から1738 - 3まで・1739・1741・1750・1752・1756・1757・1759から1762まで・1767から1771まで・1774 - 2・1775 - 1・1775 - 2・1776 - 2・1777 - 3・1789から1792まで・1793 - 1・1794 - 1・1799 - 1・1811 - 1・1811 - 5・1812 - 1・1819・1822から1824まで・1839 - 2・1842 - 1・1843から1846まで・1849・1850・1852・1854・1859・2263・2266から2269まで(以上53筆について次の図に示す部分に限る。) 1244 - 1、1738 - 4、1740、1742から1749まで、1753から1755まで、1758 - 1、1758 - 2、1763から1766まで、1774 - 1、1776 - 1、1777 - 1、1778から1781まで、1782 - 1、1783 - 1、1784 - 1、1785から1788まで、1795 - 1、1796 - 1、1798、1820、1821、1825から1837まで、1841、1842 - 2、1848、1851、1860から1864まで、1870、1871、2264

## (2) 指定の目的

干害の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択採による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡金山町大字有屋字下田表243 - 3・243 - 37(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 243 - 10、243 - 12、字有屋沢278・279・279 - 1・279 - 3・281・290 - 4(以上6筆について次の図に示す部分に限る。) 284、287、289、290 - 5、字長野沢1738 - 1から1738 - 3まで・1739・1741・1750・1752・1756・1757・1759から1762まで・1767から1771まで・1774 - 2・1775 - 1・1775 - 2・1776 - 2・1777 - 3・1789から1792まで・1793 - 1・1794 - 1・1799 - 1・1811 - 1・1811 - 5・1812 - 1・1819・1822から1824まで・1839 - 2・1842 - 1・1843から1846まで・1849・1850・1852・1854・1859・2263・2266から2269まで(以上53筆について次の図に示す部分に限る。) 1244 - 1、1738 - 4、1740、1742から1749まで、1753から1755まで、1758 - 1、1758 - 2、1763から1766まで、1774 - 1、1776 - 1、1777 - 1、1778から1781まで、1782 - 1、1783 - 1、1784 - 1、1785から1788まで、1795 - 1、1796 - 1、1798、1820、1821、1825から1837まで、1841、1842 - 2、1848、1851、1860から1864まで、1870、1871、2264

## (2) 指定の目的

公衆の保健

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（葉山の里地区中山間地域総合整備（広域連携型）事業）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年2月13日

山形県知事 高橋和雄

- 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良（葉山の里地区中山間地域総合整備（広域連携型）事業）事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
寒河江市役所・河北町役場
- 縦覧に供する期間  
平成16年2月20日から同年3月19日まで
- その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年2月13日から同年2月26日まで縦覧に供する。

平成16年2月13日

山形県知事 高橋和雄

- 道路の種類 県道
- 路線名 貫見間沢線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長         |
|------------------------------------|---|------|----------------------|------------|
| 西村山郡西川町大字沼山字立目408番3から<br>同 406番2まで |   | 旧    | 7.0メートル<br>と<br>5.2  | メートル<br>54 |
| 同                                  | 上 | 新    | 11.0メートル<br>と<br>5.2 | 同上         |

## 山形県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年2月13日から同年2月26日まで縦覧に供する。

平成16年2月13日

山形県知事 高橋和雄

- 路線名 貫見間沢線
- 供用開始の区間 西村山郡西川町大字沼山字立目408番3から  
同 406番2まで
- 供用開始の期日 平成16年2月13日

## 山形県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月13日から同年2月26日まで縦覧に供する。

平成16年2月13日

山形県知事 高橋和雄

- 路線名 新庄鮭川戸沢線

- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字神田字小神田822番3から  
同 字新町866番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月13日

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第2号

山形県教育委員会2月定例会を次のとおり招集した。

平成16年2月13日

山形県教育委員会

委員長 安孫子

博

- 1 招集の日時 平成16年2月13日(金) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 教職員の人事について
  - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県イントラネットデータベース機能強化業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年2月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁eラーニングルーム(15階)
  - (2) 日 時 平成16年2月23日(月) 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県イントラネットデータベース機能強化業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期限 平成16年3月31日(水)
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (3) 7の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課行政情報係 電話番号023(630)2236

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成16年2月18日(水)午後5時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この契約には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成16年3月13日まで縦覧に供する。

平成16年2月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ北町店  
山形市桧町四丁目4番21号外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年9月30日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により鶴岡市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成16年3月13日まで縦覧に供する。

平成16年2月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
庄内アーケプラザ  
鶴岡市大字中野京田字上大坪2番1号外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年9月30日
- 3 意見の概要  
意見なし